

たばこは



第一表 たばこ消費税の推移

年度(決算額)	税額	前年比
昭和 52 年度	88,078,280円	—
昭和 53 年度	89,150,930	101
昭和 54 年度	92,340,350	104

第二表 昭和54年度たばこ消費税調(抜粋)

55.3.31 現在

市町村名	消費本数	前年比	消費税額	前年比	人口1人当たり 本数	人口1人当たり 税額
山梨県計	千本 2,129,639	102	千円 2,655,848	104	本 2,660	円 3,317
都留市	74,045	102	92,340	104	2,256	2,813
甲府市	630,888	102	786,775	104	3,185	3,972
富士吉田市	165,590	109	206,506	110	3,105	4,024
大月市	82,954	101	103,451	103	2,318	2,891
塩山市	76,422	101	95,305	102	2,853	3,558
山梨市	69,640	105	86,848	107	2,259	2,817
韮崎市	65,823	98	82,088	100	2,400	2,992
西桂町	9,538	107	11,895	108	2,401	2,994

市内のたばこ屋さんで買うと、二十本入り一箱分のたばこ消費税として、二十四円九十四銭余りを市へ納めることになります。たばこ消費税の過去三年間の推移は表一でみるよう、まもなく年に一億円にもなるかとしていて、市の大きな財源となり、民生

教育、土木事業などに利用されて市民の生活環境を豊かにするために活用されています。また県内主要地の状況を見ますと表二のようになつていまして、県平均一人当たり税額三千三百円余りですが、都留市では一千八百円余りで五百円ばかりの差があります。これは他の市町村で買つていていることになるのでしょうか。

「たばこは市内のたばこ屋さんで」を含言葉に、皆さんのご協力ををお願いします。

くらしの相談は —消費生活相談員—

住民のみなさんが、よりよい消費生活を営むことができるよう、みなさんのよき相談相手となつていただく消費生活相談員が県及び市から委嘱されています。

最近は、私達が受ける消費生活上の被害や苦情も衣・食・住の問題から訪問販売や割賦販売等の契約のトラブルなど広範囲にわたっています。

たとえ、一人が受けた小さな被害でもこれで解決することにより多くの被害を未然に防ぐことができ、商品の品質や販売法の改善にもつながります。

苦情や相談は気軽に消費生活相談員に申し出ましょう。

県及び市消費生活相談員はつきの方々です。

不用犬・猫の巡回収集

- 猫は麻袋等へ入れて出してください。
時間・場所は前回と同じです

重森葉子	小俣房枝	小池まさ子	小野七八八
飯島睦世	泰雅子	平井礼子	法能四一ーの三
天野千代子	鹿留二一八四	渡辺久江	夏狩二〇五五
久保田美保子	大幡一九〇六		十日市場一五三
長田弘子	中津森八六一		の二
板倉トヨ	金井一二六		
板倉すま子	古川渡五五七		
渡辺敏恵	小形山二七一八		
清水あや子	川茂一八一		
藤井すみ子	朝日馬場四五		
朝日馬場二七七			